

# 全国市長会の

# 動き

1月24日～2月17日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

## #1 「国民健康保険制度の基盤強化」に関する国と地方の協議(第2回政務レベル会合)に、国保特別委員長の岡崎・高知市長が出席

1月24日、厚生労働政務三役と地方の代表による「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」が開催され、本会を代表して国保特別委員長の岡崎・高知市長が出席した。

同会議では、市町村国保の構造問題への対応について協議が行われ、特に、①低所得者の保険料に対する財政支援の強化、②財政運営の都道府県単位の推進、③財政調整機能の強化について検討を行った。

冒頭、辻厚生労働副大臣からは、①これまでの国保の基盤強化に関する国と地方の協議を踏まえ、平成24年度以降の子どものための手当等に関する4大臣合意において、市町村国保の財政基盤強化策の恒久化及び財政運営の都道府県単位の推進するために必要な法案を、今通常国会に提出する方向性が決定されたこと、②特に、同法案については、1月6日の社会保障・税一体改革素案(政府・与党決定)により、「国保の基盤強化に関する国と地方の協議」において協議した上で提出することとされていること、③本日は、このようなことを踏まえ、「市町村国保の構造問題」



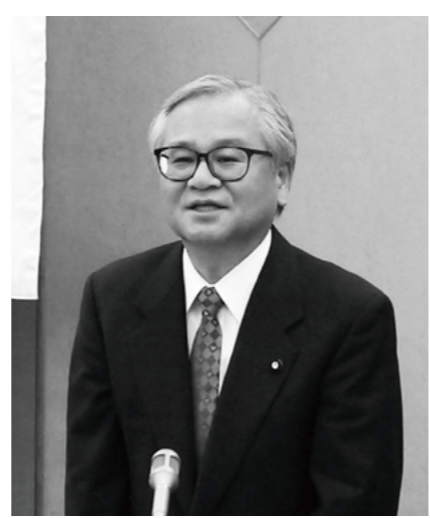
岡崎・高知市長

についてご協議いただき、地方の率直で忌憚のないご意見を賜りたい旨の挨拶があった後、厚生労働省から、市町村国保の構造問題への対応案並びに国民健康保険法の一部を改正する法律案の概要について説明があった。その後、意見交換が行われ、岡崎・高知市長は、特に、①今回示された改革案については、市町村の意見を反映した制度設計となっており評価できること、②国保の脆弱な財政基盤を強化する財源として2200億円は不十分であるが、国・地方を通じ、厳しい財政状況の中、2200億円を明記したことは評価できること、③低所得者の多い保険者に対する支援については、国保保険者として評価しているが、実施時期が税制抜本改革時である平成27年度となっている。制度の抜本改革

## #2 理事・評議員合同会議を開催

1月25日、理事・評議員合同会議を開催。黄川田総務副大臣から挨拶、岡本総務事務次官から「地方行政の課題」について説明の後、平成24年度国の施策及び予算に関する提言、諸会議の開催状況等について報告。

次いで、平成24年度全国市長会収支予算、全国市長会役員選任基準の改正、第82回全国市長会議開催要領、第32回オリンピック競技



黄川田・総務副大臣

大会等の東京招致を支援する決議について協議し、これらを原案のとおり決定した。

### 企画調整室

## #3 「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する意見書 総務大臣に提出

総務省が昨年12月26日に示した「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」について、本会の地方公務員制度改革検討委員会の新たな意見書を伺い、1月27日、「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する意見を総務大臣宛に提出した。

意見では、総括として、現在の労使関係制度は安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、地方公務員の労働基本権を拡充する必要があるのか具体的に示すこと、

は税制抜本改革を待たざるを得ないが、現下の厳しい国保財政をかんがみると、実施までの3年間に對する国の応急的な対策は重要な課題であり、早期の検討が必要であること、④都道府県調整交付金については、全都道府県において、配分方法(考え方や計算方式等)の透明性を高めていただきたいこと、⑤保険財政共同安定化事業の抛出超過額に対する財政支援について、現行制度では交付金の3%を超えた額を都道府県調整交付金により補填しているが、今回の改革案は、対象医療費が全ての医療費に拡大していることから、3%の在り方を含め財政支援については、十分な議論が必要であること等について発言した。

また、意見交換を踏まえ、辻厚生労働副大臣からは、①今後とも地方と協議を重ね、国保の構造問題の改善を図って参りたいこと、②今般の基盤強化策としての2200億円については、不十分であるとのご意見はあるが、国保の基盤強化の一步前進と受け止めていただき、その確保方に向け、さらに取り組んで参りたい等の発言があった。

今後は、本日の協議における意見を踏まえ、市町村国保の構造問題への対応及び国民健康保険法の一部を改正する法律案(概要)に沿って進めていくこととした。

「社会文教部」



森会長

また、地方公務員の労使関係制度の在り方については、国と地方の協議の場等で地方と十分協議しつつ検討することを求めるとともに、個別具体的事項として、同論点で示されている①理念・目的、②費用・便益、③労働組合の認証要件、④「当局」の考え方、⑤紛争調整機関の在り方、⑥民間の給与等の実態を調査・把握する主体等、⑦消防職員の団結権の扱い等について、疑問点等を示し考え方を示すよう求めている。

【行政部】

子ども・子育て新システムの

基本制度ワーキングチームに、

#4

清原・三鷹市長が出席、「基本制度

とりまとめ(案)」について意見交換

1月31日、子ども・子育て新システム検討会議「基本制度ワーキングチーム(第20回)」が開催され、本会から委員として清原・三鷹市長が出席した。

清原・三鷹市長は、①本格的な施行に向けたスケジュールについて、実施主体である基本自治体において、事業計画の策定をはじめ、条例制定、システム整備、こども園(仮称)指定などの様々な事務の発生が想定され、特に保護者にとっては非常に大きな関心事と



清原・三鷹市長(右)

なっていることから、制度の円滑な移行のための周知と十分な準備期間の確保が必要であること、②こども園(仮称)の指定・指導監督の権限について、実施主体である市町村に付与されるべきと認識していること、③この案では恒久的な財源の確保により市町村が実施主体としての責務を果たすことができるとされているが、この点については、国は地方との協議を通じて確実かつ着実な財源の確保の在り方を取りまとめていただきたいこと等について発言した。

なお、とりまとめ案については、委員からの修正意見の方向に沿って調整しつつ修正案、成案化することとした。

【社会文教部】

民主党・公務員制度改革・

総人件費改革PT役員会に

#5 南・天理市長が出席

2月3日、民主党・公務員制度改革・総人件費改革PT役員会が開催され、本会から南・天理市長(行政委員会副委員長・地方公務員制度改革検討委員会副委員長)が出席した。

南・天理市長は、去る1月27日に本会が提出した「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する意見をもとに、①総括として、この時期になぜ地方公務員の労働基本権を拡充する必要があるのか。本会の疑問に対する回答を明確に示すこと、②理念・目的について、「地方公務員に協約締結権を付与することにより、職員の士気が高まり、効率的で質の高いサービスが図られる」とされているが、現行制度でも、効率的で質の高い行政サービスが図られていること、③費用・便益について、単なる労使関係のみならず、広い意味での使用者である住民との関係

における費用・便益をしっかりと住民に示し、その理解のもとに検討をすること、④労働組合の認証要件について、現行法では、同一の地方公共団体の職員のみで組織されるものとされているが、住民の代表者である議会の議決で決めることについて変更を加えないものである以上、当該団体の職員のみが当局と交渉し、その結果を議会に諮るべきと考えること、⑤当局の考え方について、予算編成権を有する地方公共団体の長と当局及び組合との関係は、どのように整理されるのか明らかにすること、⑥不当労働行為の審査及び紛争調



南・天理市長(前列左から2人目)

整を行う機関については、都道府県労働委員会が行うとされている。本会では「労働委員会の使用者委員の構成において、都道府県、市町村、任命権者の分立という実態の中で、適正な体制整備ができるか」等について懸念を指摘したにもかかわらず、論点ではこれらの考え方が示されていないことから、明確に示すこと、⑦民間の給与等の実態を調査・把握する主体等について、本会では、「現在の人事院・人事委員会勧告の指標と遜色のない客観的、統一的な指標とすることが極めて重要であること。また、その調査・把握する主体等の検討においては、国や都道府県等の調査・把握の仕方を具体的に明らかにする」よう求めたところであるが、論点において、具体的な考え方が示されていないので、これらについての考え方を示すこと、⑧消防職員に団結権を付与することは、消防団員との信頼関係や消防活動に支障を来す恐れがあるなどから問題であること等について発言した。

【行政部】

#6 「豪雪被害に関する緊急提言」を提出

2月8日、全国雪寒都市対策協議会会長の山岸・勝山市長は、日本海側をはじめ各地で平年を上回る豪雪に見舞われており、多数の

人的・物的被害が発生していることから、川端総務大臣、国土交通省の津島大臣政務官に「面談のうえ「豪雪被害に関する緊急提言」の実現方について要請した。

同緊急提言では高齢者世帯等への支援策、地域住民のライフラインの確保、市町村道除雪費への臨時特例措置の適用、特別交付税による措置の充実、農林水産業や中小企業に対する支援措置を講じるよう求めている。

【経済部】

「総務大臣・地方六団体合会」に

森会長が出席し、「社会保障・税一体

#7 改革素案」に係る地方消費税の

考え方等について意見交換

2月9日、「総務大臣・地方六団体合会」が開催され、地方六団体からは本会の森会長をはじめ各団体の代表が、総務省からは川端総務大臣他政務三役等が出席した。

川端総務大臣から、消費税引上げに当たっては住民の理解を得ることが不可欠であり、国と地方が協力して一体改革を推進していく必要があることから、地方六団体も積極的に取り組んでいただきたい旨の要請があった。

また、「社会保障・税一体改革素案に係る



黄川田総務副大臣、川端総務大臣、福田総務大臣政務官(左列手前から)、森会長(右列手前)

検討事項について(案)が示され、①地方消費税収の使途の明確化については、地方の社会保障に要する費用に広く充てるとすべきであるとの地方の意見を踏まえ、引上げ

分の地方消費税収については、社会保障財源化を図ることとし、具体的な法律の規定については、今後、調整する、②引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行どおり1…1とし、都道府県は、精算後の地方消費税収の2分の1を市町村に交付する、③引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する、との説明があった。

地方六団体としては、総務省から示された案については概ね了承するものであるが、地方単独事業にも幅広く充当できるようにするとともに、国会議員の定数削減など行政改革に取り組むよう強く要請した。

森会長からは、特に、地方消費税収の使途を法律上明記することに関しては、対象事業を限定するのではなく、地方団体が幅広く社会保障給付に充当できるよう包括的なものとするとともに、消費税収(国分)の使途についての取扱いを参考にしつつ、会計上も予算等において使途を明確にすることについては、特定財源化に当たるような経理区分ではなく、予算・決算の説明資料等で明らかにすれば足りる等その具体的な方法について配慮を求めた。

〔財政部〕

#8 民主党政調調査会厚生労働部門会議  
障がい者ワーキングチームに  
清原・三鷹市長が出席

2月14日、「民主党政調調査会厚生労働部門会議障がい者ワーキングチーム」が開催され、障害者総合福祉法(仮称)の厚生労働省案について、地方三団体からヒアリングが行われ、本会から清原・三鷹市長が出席した。

清原・三鷹市長は、政府における障害者制度改革と関連する諸施策の検討に参画してきた経験も踏まえ、①新たな障害者制度の構築に当たっては、有効で着実な制度実施までの時間軸を見通しつつ、現場である自治体に不要な混乱等を招かないよう、十分な制度の周知と準備期間を設ける必要があること、②制度改革の実現に向けての財源の見通しが立たないままでは、実施主体となる自治体も困惑するのみであり、現場で運営していくための電算システム改修等についても国による多額の財政支援がなければ実施は難しいこと、③国・地方の役割分担を明確化することが重要であり、実施主体となる自治体の意見を十分聞き、丁寧に議論したうえで制度設計する必要があること等について発言をした。

〔社会文教部〕